

令和6年度 伊勢崎市特定創業支援事業のご案内

1 特定創業支援事業とは

創業希望者に対して、創業に必要な知識を継続的に提供する支援事業です。支援が完了すると、支援を受けたことの証明を受けられます。

2 対象者

- これから創業する者（事業を営んでいない個人）
- 個人事業主として創業後5年未満の者

3 伊勢崎市の特定創業支援事業

創業支援事業者が「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について、1カ月以上にわたり4回以上の創業支援を行うものです。【創業相談】と【創業セミナー】があります。

分野	主な内容
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定、知財
財務	財務、会計、経理、資金繰り、資金調達
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓

4 伊勢崎市の創業支援事業者

創業支援を希望する場合は、日程等について、以下の創業支援事業者へ直接お問い合わせください。いずれか一つの支援を受けていただければ証明書の発行が可能です。

創業相談			
伊勢崎商工会議所	伊勢崎市昭和町3919	0270-24-2211	
群馬伊勢崎商工会	伊勢崎市東町2668-1（あずま支所2階）	0270-62-2580	
創業セミナー			
アイオー信用金庫 営業推進部	伊勢崎市中心街20-17	0270-30-5017	
(共催) あかぎ信用組合 伊勢崎営業部 伊勢崎商工会議所	伊勢崎市緑町5-5 伊勢崎市昭和町3919	※どちらにご連絡いただいても結構です。 0270-24-1973 0270-24-2211	
しののめ信用金庫 法人営業部	高崎市上中居町58	027-330-1177	

5 支援が完了すると受けられる制度

支援が完了したことの証明書を提出することで、下記制度の適用が受けられます。対象要件や手続き方法、申請窓口などは、制度ごとに異なりますので、事前に制度の実施機関で詳細を確認してください。

※下記①③④につきましては、支援を受けた市区町村で創業する場合のみ対象となります。

① 会社設立時の登録免許税の軽減

例) 株式会社の場合：資本金の0.7%→0.35%、最低税額15万円→7.5万円

※会社とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社をいいます。創業前または創業後5年未満の個人事業主が対象です。詳細は、法務局にお問い合わせください。

② 創業関連保証の申し込み期間の特例

創業関連保証の特例が、創業6か月前から利用できます。

※伊勢崎市外で創業する場合も適用されます。詳細は、信用保証協会または金融機関にお問い合わせください。

③ 日本政策金融公庫の新規開業資金の貸付利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として同資金を利用することができます。

※融資の利用に当たって審査があります。詳細は、日本政策金融公庫の各支店にお問い合わせください。

④ 伊勢崎市の創業促進サポート補助金の申請

※これから伊勢崎市内で創業する個人が対象です。補助金の採択に当たって審査があります。詳細は、伊勢崎市役所商工労働課にお問い合わせください。

⑤ 群馬県起業支援金、小規模事業者持続化補助金等の申請

※申請に関する詳細につきましては各補助事業の実施機関にご確認ください。

6 証明書の発行

市ホームページから所定の書類をダウンロードし、必要事項を記入したものを2部作成して、伊勢崎市役所商工労働課に直接提出してください。

< お問い合わせ >

伊勢崎市役所 産業経済部 商工労働課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目4 1 0 (市役所北館2階)

TEL : 0 2 7 0 - 2 7 - 2 7 5 4 E-mail : shoukou@city.isesaki.lg.jp

田島弥平旧宅PRキャラクター くわまる

